

# 法務省ADR法に関する検討会ヒヤリング事項について

2013. 6. 11

愛知県弁護士会紛争解決センター

## 1 ADR手続の実際について

### (1) 取り扱う紛争の範囲、具体的な事案

民事紛争全般（総合型ADR）を取り扱っている。

（平成23年度）多い順に

医療紛争→離婚・夫婦関係調整→建築紛争→会社関係紛争→交通事故

具体的な事案については、別紙1参照

### (2) 相談の受付状況、相談からADR手続への流れ

- ① 法律相談：センターは法律相談をしていないし、申立にあたって法律相談前置を採っていない（間口を広くしたい）。
- ② 手続相談：原則としてセンター事務局員が対応。対応困難な案件はADR調査室員が対応している。

### (3) 相手方の応諾を取付けるための工夫

センターの平成23年度の応諾率は72.3%である。

- ① 送付書面  
相手方に送付する「あっせん・仲裁のお知らせ」にあっせん・仲裁の概要を記載し、応諾を促している。
- ② 事務局  
書類の送付を受けた相手方から事務局に、電話等で制度等について説明を求められたら事務局員が応諾を促している。
- ③ あっせん・仲裁人  
事件を担当するあっせん・仲裁人弁護士が、不応諾の相手方に対して、応諾を促す電話を掛けたり、手紙を出した事例もある。

### (4) 和解の仲介手続における工夫

- ① 手続の進行  
手続の進行は、別席か同席も含め、あっせん・仲裁人に任されている。
- ② 専門紛争への対応  
事案に応じ弁護士あっせん仲裁人に加えて専門家あっせん・仲裁人（建築

士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、心理カウンセラー、社会福祉士)を選任している。医療紛争については、事案に応じ、医師の専門委員を選任している。

#### (5) 成立した和解の実効性を確保するための工夫

① 履行勧告

当事者の申出があるときセンターが履行勧告することができる。

② 仲裁合意に基づく仲裁判断

事実上の合意に達した案件について、当事者の仲裁合意をもとに仲裁判断をしている。

③ 簡易裁判所の即決和解、家庭裁判所の即日調停の利用

センターで事実上の合意に達した案件について執行力を付与するため、簡易裁判所、家庭裁判所との間で、即決和解や即日調停を活用できるよう協議し運用している。

別紙2参照

#### (6) 当事者の負担する費用

① 申立時：手数料1万500円（消費税込）

② 期日開催時：期日手数料制度は採っていない。

③ 成立手数料：成立時の紛争の価格に応じて手数料の支払義務がある。

ex 100万円・・・6万7200円（消費税込）

1000万円・・・26万8800円（消費税込）

原則として当事者折半負担である。

#### (7) 守秘義務が問題となった事例

過去に2回、税務署が来会し、身分証提示の上、事件記録開示を要求されたことがあるが、守秘義務を根拠に開示を拒否した。

裁判所からの調査嘱託、送付嘱託にも応じない運用である。

#### (8) 代理人の選任状況

ア 弁護士代理人（本会の平成23年度実績）

① 申立人にのみ代理人 24.9%

② 相手方のみ代理人 9.2%

③ 双方に代理人 46.5%

④ 双方とも代理人なし 19.4%

イ 弁護士以外

センターの許可を得て代理人になることができる。親族や会社従業員が代理人となる例が多い。

(9) ADR法上の特例（時効中断効、訴訟手続の中止、調停前置の不適用）の利用状況

- ① 時効中断効が問題となった事例はないようである。
- ② 訴訟手続の中止事例はない。
- ③ 調停前置は何件か利用されているようであるが詳細は不明。

(10) 利用者の利用のきっかけ、実施したADR手続等に関する評価  
別紙3参照

## 2 ADRの利用促進について

### (1) 広報

会員向け：① 新入会員研修

② 弁護士会会報「SOPHIA」に解決事例等を掲載

② ADR調査室ニュース

③ あっせん・仲裁人研究会（会員に公開するときもあり）。

市民向け：① リーフレットの備置（自治体の無料法律相談、法律相談センター）

② 新聞広告（成人の日、法の日、憲法記念日等）

③ 5年毎に記念行事を開催（これまでのテーマ：建築、医療、高齢者）

### (2) 他機関との連携

これまでは連携をしていなかったが、今年度、国保連、医療安全支援センター等との連携を検討する予定。

## 3 ADRの運用について

### (1) 組織・体制

設置主体：愛知県弁護士会

センター：① 本会、② 西三河支部

運営：① 紛争解決センター運営委員会（委員：弁護士で構成）

ア 運営部会

運営全般に関する事項

- イ 企画・広報部会  
あっせん・仲裁人研究会の企画・開催、会報記事の立案・掲載等
  - ウ 医療ADR部会  
外部機関との連携、専門委員の充実強化
  - エ 規則改正部会  
運用上問題となった規則・細則の改正
- ② ADR調査室（室員：弁護士6名。有償）  
週3日（午後）1名が事務局に常駐。  
申立書のチェック・補正、あっせん・仲裁人の選任、手続相談、苦情処理等の業務を担当。
- ③ 事務局（事務局員：専任2名）

## （2）財務状況

掲載省略

## 4 ADRの認証・監督手続について

### （1）認証・監督に関し、特に負担となっている点の有無・内容など

- ① 認証：取得時に負担を感じたことはなかった。
- ② 監督：弁護士会の役員が1年任期のため毎年度初に変更申請をせざるを得ないのが大変。

## 5 その他関連事項

特になし

（別紙）

- 1 増田卓司「利用しやすい紛争解決手続を目指して－愛知県紛争解決センターの実情」仲裁とADR・8号35頁以下
- 2 紛争解決センターで事実上の合意に達した案件における即決和解・即日調停の活用について（ご案内）
- 3 紛争解決センター運営特別委員会「あっせん・仲裁手続に関する利用者アンケート結果報告」